

# 生駒市統合型地理情報システム更新及び 公開型地理情報システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

統合型地理情報システムについて、現行システム上に格納し利用してきた様々な空間データを総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を利用した ASP 方式で再構築し、本システムの継続的な長期運用を実現するとともに、さらなる業務の効率化を目指す。あわせて、建築課の業務に特化した地理情報システムについても LGWAN を利用した ASP 方式で導入する。

また、統合型地理情報システムにおいて整備されたデータや行政の保有する様々なデータと位置情報を組み合わせて公開する公開型地理情報システムを導入し、市民サービスの向上を図る。

### (2) 業務名

生駒市統合型地理情報システム更新及び公開型地理情報システム導入業務

### (3) 業務内容

#### ① システムの導入

- ア 計画準備
- イ 統合型地理情報システムの導入
- ウ 建築行政支援システムの導入
- エ 公開型地理情報システムの導入
- オ データセンター要件確保
- カ アプリケーション要件確保
- キ セキュリティ要件確保
- ク 地図データ移行
- ケ システム移行調整
- コ システム操作研修

#### ② システムの運用保守

- ア システム運用保守

### (4) 業務期間

システム導入業務：契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日（業務委託契約）

システム運用保守業務：システム導入完了日から 5 年間（長期継続契約）

## 2 業務に要する費用（予定価格）

システムの導入：18,025,200 円（税込）（16,690,000 円（税別））

システムの運用保守：526,860 円/月（税込）（487,833 円/月（税別））

※システムの運用保守に要する費用については、8%の税率で計算していますが、契約締結後税率が改正された場合は契約金額が変更となります。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者で

なければなりません。

- (1) 生駒市の物品・委託業務業者登録申請書（平成 28 年度）を提出していること。
- (2) 告示日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 告示日において、プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得していること。
- (4) 財団法人地方自治情報センターの LGWAN-ASP サービスのアプリケーション及びコンテンツサービスに自社で登録していること。
- (5) 平成 23 年度から平成 27 年度までの間に、他の地方公共団体において、統合型地理情報システム（LGVAN-ASP 方式）及び公開型地理情報システムの導入実績があること。
- (6) 本事業を推進するために十分な体制を確保すること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成 28 年 5 月 31 日（火）17 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式 1）により、電子メール又は FAX にて提出すること  
電子メールアドレス gyokaku@city.ikoma.lg.jp FAX 0743-74-9100  
※電子メール又は FAX 以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：平成 28 年 6 月 6 日（月）17 時 00 分
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式 2） 正本 1 部
  - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 正本 1 部、副本 8 部
    - ア 会社概要（様式 3）
    - イ 技術者の概要（様式 4）
    - ウ 業務実績調書（様式 5）
    - エ 担当技術者調書（様式 6）
    - オ 管理技術者及び照査技術者の経歴及び実績等調書（様式 7）
    - カ 以下いずれかの使用許諾書の写しもしくは登録証の写し
      - ・プライバシーマーク
      - ・ISMS（ISO27001）等
    - キ 再委託調書（様式 8） ※再委託する場合のみ
    - ク 工程表（様式 9）
    - ケ 企画提案書（任意様式）  
※下記「(2) 企画提案書作成要領」を参照
    - コ 参考見積書  
※「システムの導入」については総額が、「システムの運用保守」については月額使用料  
が分かるよう記載してください。

- ※ 上記それぞれについて、本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を記載し、それらの合計金額を明記してください。なお、税率は8%で計算してください。
- ※ 仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内容を添付してください。
- ※ 本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載してください。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

(2) 企画提案書作成要領

「生駒市統合型地理情報システム更新及び公開型地理情報システム導入業務仕様書」に基づき、下記の項目について企画提案書に記載のうえ、提出してください。

<記載項目>

項目		内容
1	導入システム	導入予定の統合型地理情報システム、建築行政支援システム及び公開型地理情報システムの概要
2	機能要件	操作性（画面レイアウト等）や基本機能（検索、印刷、登録、編集、レイヤ追加等）の概要
3	データセンター要件	データセンターの災害対策やセキュリティ等の設備・環境、サーバ・ネットワーク機器等の構成、冗長化、安定稼動対策など
4	アプリケーションサービス要件	応答時間やハードウェア障害対応時間、バックアップ頻度など
5	既存地図情報のデータ移行	データ移行方法やシステム移行調整方法
6	運用・保守体制	障害・災害時の対応、実施内容及び体制やシステムとのネットワークが切断された際の対策など
7	導入スケジュール	システム導入スケジュールと内容
8	独自提案・将来提案	その他有益な機能、サービス等があれば記載

<留意事項>

- ① 企画提案書には、事業者名は記入しないでください。
- ② 企画提案書のページ数は、表紙・目次を除き 15 ページ程度で簡潔に記載してください。
- ③ 企画提案書の大きさは、原則 A4 版としてください。ただし、図面等で A3 の大きさのものがある場合は、A4 の大きさに折り込むこと。
- ④ 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストについては、必要に応じて使用可能です。
- ⑤ カラーでの作成は認めます。
- ⑥ 複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできません。
- ⑦ 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。ただし、正本と副本とが識別できるよう提出してください。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：平成 28 年 6 月 14 日（火）17 時 00 分まで（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所 総務部 総務課（市役所 3 階 36 番）
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること

※郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### (1) 第1次審査

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7で示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を5者程度選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとしします。

実施日 平成28年6月24日（金）予定

### (2) 第2次審査

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びシステムのデモンストレーションによるヒアリング等を実施し、下記7で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日 平成28年7月4日（月）予定

### (3) 審査結果の通知

#### ① 第1次審査

審査結果を郵送により文書で通知します。なお、選考された者のみ、第2次審査の案内をあわせて通知します。

#### ② 第2次審査

審査結果を郵送により文書で通知します。

## 7 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査します。

審査項目		評価基準	配点
事業者	業務実施体制	技術責任者及び担当技術者の配置状況から、本市との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑で確実な業務を遂行可能と判断できる体制が準備されているか。	5
	業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	5
価格	見積金額	見積金額に対する評価	20
技術	導入システム	本業務仕様書を満たすシステムか。	10
	機能要件	本市が指定した機能要件を満たしているか。	10
	データセンター要件	本市が指定したデータセンター要件を満たしているか。	10
	アプリケーションサービス要件	本市が指定したアプリケーションサービス要件を満たしているか。	10
	既存地図情報のデータ移行	本市所有データがスムーズに移行可能であり、運用に支障がないか。	10

運用・保守体制	サポート体制は十分か。運用マニュアル作成・更新方法は適切か。	10
導入スケジュール	運用開始の期限までに、完成できるスケジュール等が具体的に示されているか。	5
独自提案・将来提案	本市にとって有効な独自提案や将来提案が示されているか。	5
合 計		100

## 8 日程

公告	平成 28 年 5 月 25 日（水）
質問受付締切	平成 28 年 5 月 31 日（火） 17 時 00 分まで
質問回答	平成 28 年 6 月 6 日（月）
企画提案書等受付締切	平成 28 年 6 月 14 日（火） 17 時 00 分まで
第 1 次審査	平成 28 年 6 月 24 日（金） 予定
第 2 次審査	平成 28 年 7 月 4 日（月） 予定
結果通知	平成 28 年 7 月 6 日（水） 予定
契約締結	平成 28 年 7 月上旬予定
業務開始	平成 28 年 7 月上旬予定

## 9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を越えたもの

## 10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

なお、システムの導入については契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日までの業務委託契約、運用保守業務についてはシステム導入完了日から 5 年間の長期継続契約となります。運用保守業務については、長期継続契約であるため、予算の減額等により契約が変更等する場合があります。

税率は現在 8%となっておりますが、契約締結後に税率の改正が行われた場合は、改正後の税率に合わせて契約金額が変更されます。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。  
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

## 12 担当部署（提出・問い合わせ先）

生駒市役所 総務部 総務課 行政経営係 担当：渡辺・島田

住所：生駒市東新町 8-38

Tel：0743-74-1111（内線 266）

Fax：0743-74-9100

メールアドレス：gyokaku@city.ikoma.lg.jp